

保存版



PTA規約

世田谷区桜町小学校PTA

昭和27年4月1日 設立

〒158-0097 世田谷区用賀1-5-1

学校代表電話番号：03(3703)0161

PTA専用メールアドレス：sakuramachi.pta.houkoku@gmail.com

令和6年3月改訂

桜町小学校PTA規約

第1章 名称・所在地

第1条 この会は、桜町小学校PTAと称し、事務所を世田谷区立桜町小学校内（東京都世田谷区用賀1-5-1）に置く。

第2章 目的

第2条 この会は、本校に在籍する児童（以下「児童」という。）の健全な育成を図り、併せて児童が属する家庭の保護者（以下「保護者」という。）及び本校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 この会は、次の方針に基づいて運営する。

- (1) 政治的・宗教的・営利的活動をしない。
- (2) 本校の管理や人事に干渉しない。
- (3) 児童の教育と福祉のために活動する各種団体と協力・提携する。

第4章 活動

第4条 この会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 教育環境の整備充実に関すること
- (2) 児童の校外生活指導に関すること
- (3) 児童の学習生活の充実及び保健厚生に関すること
- (4) 保護者及び教職員相互の研修と親睦に関すること
- (5) その他上記(1)ないし(4)に類すること

第5章 会員

第5条 この会は、この会の目的に賛同して入会した次の者を会員とする。

- (1) 保護者 ただし、保護者の会員たる資格は、各家庭に1つとする。
- (2) 教職員

第6条 この会に入会しようとする保護者又は教職員は、この会に入会を届け出るものとする。

- 2 前項の届出は、細則に定める方法による。

第7条 会員は、この会に退会を届け出ることにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の届出は、細則に定める方法による。
- 3 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会したものみなす。

- (1) 保護者の会員の家庭から本校に在籍する児童がいなくなったとき
- (2) 教職員の会員が本校に勤務しなくなったとき

第6章 会 計

- 第8条 会員は、この会に年会費を納入しなければならない。
- 2 この会は、会員が納入する年会費によって運営する。
- 第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 役員及び会計監査

- 第10条 この会に次の役員及び会計監査を置く。
- 会長 1名
- 副会長 3名以上（副校長を含む）
- 書記 2名以上
- 会計 2名以上
- 会計監査 3名
- 第11条 役員及び会計監査（以下「役員等」という。）は、会員の互選により候補者を選出し、総会の承認を受けて選任する。
- 2 役員等の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、役員等は、その任期中はもとより、その任期後も、新たに選出された役員等への引継ぎ等を誠実に行うものとする。
 - 3 役員等の再任を妨げない。
 - 4 退会その他やむを得ない事由により会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行する。
 - 5 退会その他やむを得ない事由により副会長、書記、会計又は会計監査が欠けたときは、役員会が保護者の会員の中から候補者を選出し、運営委員会の承認を受けて、欠員を補充することができる。
- 第12条 役員等の任務は、次のとおりとする。
- 会長 この会を代表し、会務をつかさどる。
- 副会長 会長を補佐し、会長不在のときは、その任務を代行する。
- 書記 この会の議事等を記録し、庶務を行う。
- 会計 この会の会計事務を処理する。
- 会計監査 この会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。
- 2 役員等は、委員又は係を兼任しない。

第8章 総会

第13条 総会は、この会の最高意思決定機関である。

2 総会は、全会員でこれを構成する。

第14条 総会は、役員会が必要と認めるときに開催することができる。

2 総会は、いずれも会長が招集する。

第15条 総会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 前年度の活動報告及び決算報告の承認
- (2) 新年度活動計画及び新年度予算の承認
- (3) 役員及び会計監査の承認
- (4) 規約改正、年会費その他この会の運営上重要と認められる事項

第16条 総会の定足数は、全会員の4分の1（有効な委任状を提出した者を含む。）とする。

- 2 総会の議決は、出席会員の過半数による。
- 3 規約及び年会費に関する事項についての総会の議決は、前項の規定にかかわらず、出席会員の3分の2以上による。
- 4 年会費の金額その他年会費に関する事項については、前項の総会の議決により細則に定める。

第9章 運営委員会

第17条 運営委員会は、この会の最高執行機関である。

- 2 運営委員会は、全役員、各専門委員会の代表者1名及び各クラスのクラス委員の代表者1名でこれを構成する。
- 3 校長は、いつでも運営委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会長が必要と認めるときは、他の構成員の意見を聴き、非構成員を運営委員会に出席させることができる。

第18条 運営委員会は、役員会が必要と認めるときに開催することができる。

2 運営委員会は、いずれも会長が招集する。

第19条 運営委員会は、総会の議決に基づき、この会の活動及び運営について審議し、議決する。

- 2 運営委員会は、細則（年会費に関する事項を除く）について審議し、議決する。
- 3 運営委員会は、構成員に対し、その活動状況等について報告を求めることができる。

第20条 運営委員会の定足数は、第17条第2項に定める構成員の2分の1以上とする。

2 運営委員会の議決は、出席構成員の過半数による。

第10章 役員会

第21条 役員会は、全役員でこれを構成する。

- 2 役員会は、総会又は運営委員会から付託された事項について企画立案するほか、会務全般を処理する。

第11章 委員、委員会及び係

- 第22条 この会にクラス委員並びに研修、広報、選出、校外、安全教室及びなつまつりの各専門委員会を置く。
- 2 クラス委員及び各専門委員会を構成する委員の数は、いずれも運営委員会が定める。
 - 3 クラス委員は、各クラスの保護者の会員から選出する。
 - 4 各専門委員会の委員は、保護者の会員から選出する。
 - 5 各専門委員会は、その構成する委員から選出された委員長1名を置くこととし、各専門委員会で定める数の副委員長を置くことができる。
 - 6 委員の任期は、いずれも原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各専門委員会は、その構成する委員の過半数の同意により、任期を延長することができる。ただし、委員長（副委員長を置く場合は副委員長を含む、以下委員長及び副委員長を併せて「委員長等」という。）は、その任期中はもとより、その任期終了後も、新たに選出された委員長等への引継ぎ等を誠実に行うものとする。
 - 7 退会その他やむを得ない事由により、クラス委員が欠けたときはそのクラスの保護者の会員の中から、専門委員会の委員が欠けたときは保護者の会員の中から、委員を選出して、欠員を補充することができる。
 - 8 クラス委員及び各専門委員会の委員は、他の委員を兼任することができない。

第23条 クラス委員及び各専門委員会の活動内容は、次のとおりとする。

クラス委員	クラス内の保護者同士の交流や円滑な学級運営に関すること
研修委員会	文化教養や教職員と保護者の意見交換に関すること
広報委員会	広報に関すること
選出委員会	役員及び会計監査の選出に関すること
校外委員会	児童の安全及び校外生活に関すること
安全教室委員会	児童の安全及び交通安全教室に関すること
なつまつり委員会	桜町なつまつりに関すること

- 第24条 この会に、役員会、クラス委員又は各専門委員会が主催若しくは協力する活動に参加する係を置く。
- 2 係、係員の数及びその活動内容は、運営委員会が定める。
 - 3 係員は、各クラスの保護者の会員から選出する。

平成29年3月11日改正

桜町小学校PTA細則

- 第1条 この会の入会の届出は、入会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとする。ただし、保護者が年会費を納入したときには、入会の届出を行ったものとみなす。
- 2 年度途中で本校に転入した児童の保護者又は本校での勤務を開始した教職員の場合は、退会の届出がなければ入会をしたものとみなす。
 - 3 退会の届出ののち、同年度内の再入会を希望する場合は次年度始めの入会とする。
- 第2条 この会の退会の届出は、退会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとする。ただし、退会の届出は毎年1回行うものとする。
- 第3条 年会費は、保護者の会員については一家庭当たり2500円、教職員の会員については納入を不要とする。
- 2 保護者の会員は、前項の年会費を、毎年1回、納入するものとする。
 - 3 年度途中で本校に転入した児童の保護者が入会した場合の年会費は、転入の時期を問わず納入を不要とする。
 - 4 年度途中で会員が退会した場合は、退会事由のいかんを問わず、年会費の返還を行わないこととする。
- 第4条 役員及び会計監査（以下「役員等」という。）の選出方法は、選出委員会及び運営委員会が協議して決定する。
- 2 選出委員は、次年度の役員等の候補者から除外する。
ただし、選出委員本人が役員等の候補者となることを希望する場合はこの限りでない。
 - 3 役員等の候補者となることを希望する選出委員は、会長候補者決定後クラス特別集会開催までに、選出委員長へその旨申し出なければならない。
 - 4 クラスの選出委員が前項の申出をした場合であっても、同クラスは、クラス特別集会において、役員等の候補者を選出するための互選会（以下「互選会」という。）に出席するクラス代表を選出する。
 - 5 第3項の申出をした選出委員は、互選会に出席し、役員等の候補者を選出するための話し合いに参加することができる。
 - 6 選出委員は、その活動において知り得た会員の個人情報や、その活動に必要な場合を除き使用・開示してはならず、用済み後速やかに廃棄しなければならない。
 - 7 役員及び運営委員会は、選出委員長に対し、役員等の候補者の選出状況に関する報告を随時求めることができる。

- 第5条 教職員の会員が転退任したときは、この会から記念品を贈呈することができる。ただし、記念品は、3000円を超えないものとする。
- 2 教職員の会員が退職した場合又はその功労が顕著なときは、この会として礼遇する。ただし、その礼遇の内容及び費用は、運営委員会において協議するものとする。
 - 3 教職員の会員が結婚したときは、この会から記念品を贈呈することができる。ただし、記念品は、5000円を超えないものとする。
- 第6条 会員又は会員の配偶者が死亡したときは、この会から香典を包む。ただし、香典の金額は5000円を超えないものとする。
- 2 会員以外の学校関係者が死亡したときは、この会から供花等を行うことができる。ただし、その費用は、役員会が定め、運営委員会に報告する。
 - 3 本校に在籍する児童が死亡したときは、この会から香典を包む。ただし、香典の金額は役員会が定め、運営委員会に報告する。

令和6年3月改正